



Title	デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	比良, 友佳理
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第11187号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/55629
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yukari_Hira_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学 位 論 文 題 名

デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

著作権は創作的表現を保護する権利であるにもかかわらず、日本で日本国憲法 21 条が定めている表現の自由との関係性について議論されるようになったのはここ数年のことである。本論文はデジタル技術、インターネット技術が普及した今日の社会において、著作権と表現の自由の衝突が以前にも増して深刻な問題となっているという立場から、両者の調整に関する従来のアプローチを批判的に検討するとともに、著作権法が表現の自由との関係で厳格な審査基準に服すべき立法であることを多角的に明らかにしようと試みるものである。

第 I 章「はじめに」では本研究の背景として、著作権法と表現の自由の関係が我が国において注目を浴びるようになってきているが未だ議論が成熟していないところ、著作物の利用態様や著作権者が多様化している現在の状況において二つの権利の関係の構造を明らかにする必要があることを示し、論文全体の構成を提示している。

第 II 章「著作権と表現の自由の関係性」では、一旦根本的な問題に立ち返り、米国で著作権と修正一条の関係について重要な判断を下した Harper & Row 判決、Eldred 判決、Golan 判決の 3 つの判決を紹介し、最高裁判所は「表現の自由のエンジン」としての著作権という理解の下、両者が著作権法に内在する調整原理によって調整済みであるという立場を採用していることを示した。続いて、それに対する日本の学説の反応を紹介するとともに、エンジン論が包含する問題点を、①表現の自由の保護法益と②著作権の公共財としての性質という二つの角度から検討している。その結果、著作権は一方ではユーザーの表現の自由を制約する側面を有しつつ、社会全体の視点で見れば言論の豊富化に役立つという側面も持つという、ある種矛盾した関係にあるということを明らかにした。またそれに加えて、インターネット時代を迎えた今日ではエンジン論が表すような、著作権法が言論の豊富化に役立つという側面が後退しつつ

あるといえる。にもかかわらず、エンジン論は著作権法が個人の人権としての表現の自由を覆い隠してしまうため、危険な議論であるといえるという結論に至っている。

第Ⅲ章「デジタル時代の著作権と表現の自由—緊張関係の揺らぎ」では、著作権が以前にも増して表現の自由を侵食する可能性が高まっているということ、「著作権の第三の波」論や近年の法改正の状況、表現の自由が保障する内容の拡大といったものの考察を通じて導き出し、インターネット、デジタル技術が普及した今日では、二つの権利を調整することが喫緊の課題となっており、著作権法が表現の自由特に配慮を行う必要があると結論づけている。

第Ⅳ章「著作権に内在する調整原理による調整に対する批判的検討」では、著作権に内在する調整原理としてこれまで、米国の最高裁判例や初期の学説では①アイデア・表現二分論、②制限規定(フェア・ユース)、③著作権の保護期間、の3点が挙げられてきていたが、それぞれが調整原理としての役割を十分に果たしきれていないのではということ議論している。

さらに、各調整原理が抱える個別の問題に加え、著作権法に調整原理が組み込まれていることを理由に二つの権利が調整済みであって厳格な審査が不要であると考えられる従来のアプローチは、暗黙のうちに、二つの権利の調整の担い手は議会であることを前提としている。つまり、最高裁や初期の学説の考え方には、制度論的観点が欠如しているという大きな問題があるといえる。

第Ⅴ章「著作権法と表現の自由の問題に対して司法と立法が果たすべき役割」では、制度論的観点をを用いて、著作権と表現の自由の調整を司法と立法のいずれに委ねるのが妥当であるかを検討している。具体的には、まず憲法学における二重の基準論に関する議論を俯瞰し、表現の自由を制約する立法がそれ自体として厳格な審査基準に服すべき理由が複数存在することを示した。厳格な審査基準が必要な理由としては、第一に、表現の自由には個人の自律や自己実現の保障、あるいは政治過程の維持といった個人的価値もしくは社会的価値といった「実体的価値」を有しているという点や、第二に、表現の自由が脆弱な権利であるからという点等が存在する。

続いて、著作権法の立法過程が抱える2つの問題を紹介し、著作権法側の観点からも厳格な審査基準が必要であるということ議論している。二つの問題とは、①少数派バイアス問題と、②メタファーによって真の立法目的が隠蔽されるという問題であ

る。

①少数派バイアス問題とは、多数派であるユーザーの声は社会全体に分散して立法過程に反映されづらい反面、少数派である著作権産業や一部の権利者などは組織化されているためにロビイングを行う動機を有しており、極端に立法過程に意見が反映されてしまうという問題である。

②メタファーによる真の立法目的の隠蔽とは、著作権法の立法においてはしばしば、本当は一部の業界の利益を守ることが真の目的であるにもかかわらず、社会全体のためになるというような形で、立法が推進されることが多く、さらに、著作権侵害行為を「海賊」や「窃盗」と呼んだり、著作権を絶対的な「財産権」に例えたりして、メタファーの力で人々の感覚やモラルに訴えかけるという手法が採られているという問題である。

少数派バイアス問題とメタファー問題が組み合わされると、著作権法は無尽蔵に拡大する可能性が高い。米国ではこれらを根拠に著作権は相対的に厳格な審査基準に服すべきであるという議論がなされている。本論文はそれらの議論を紹介するとともに、それに対する反対意見も合わせて検討を行った。

さらに、日米の裁判所を取り巻く環境を比較検討した結果、少数派バイアス問題とメタファー問題を解決する担い手として、政治的圧力からアメリカに比べると相対的に独立した存在といえる日本の裁判所に十分期待ができるという結論に至っている。ただし、例えば著作権法に登録制度を導入するなど、抜本的な制度改革を行う場合には、裁判所ではなく議会が重要な役割を果たすということも認めている。

第VI章「著作権と表現の自由」という枠組みから論じる意義と残された課題では、本論文が検討した「憲法上の表現の自由」対著作権法という問題枠組みに一定の意義が存在することを議論している。具体的には、憲法上の要請とは別個に、著作権法がそれ自体として追求すべき「ユーザーの自由」の確保にとっても、本論文の検討は意味があるということを示している。また、「認知バイアスによる政策バイアスの中和」を行う上で、「財産権」メタファーの対抗メタファーとして「表現の自由への侵食」あるいは「人権侵害」といった枠組みが活用できる可能性があるということも指摘した。